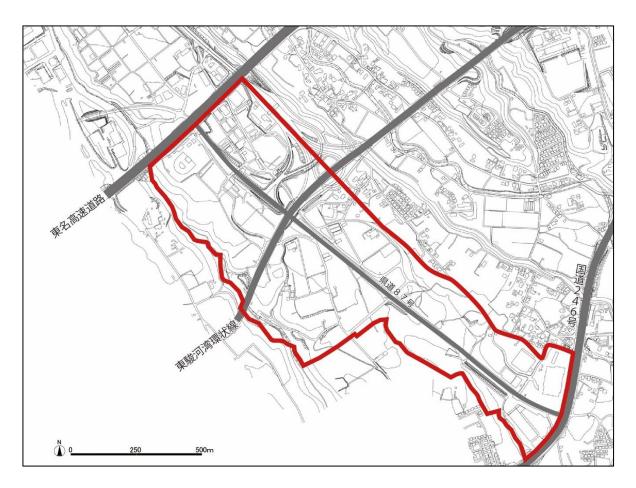
2章 景観形成重点地区

2章-1 新東名長泉沼津 IC 周辺地区景観計画

1 対象区域(法第8条第2項第1号)

新東名長泉沼津 IC 周辺地区は、充実した交通網の進展により"ふじのくに"のフロンティアを 拓く取組の先導役として、物流関連産業の集積が進められており、町の新たな活力を生み出す 地域として発展の可能性の高い地域です。

広がりのある農地景観を大切にしつつ、魅力あるモデル地域となるよう景観上の配慮が必要であることから、景観形成重点地区として下図に示す範囲を指定し、地区の景観形成の方針などを定めることとします。



地区の範囲は、東名高速道路と国道 246 号に挟まれた、県道 87 号沿道の区域とします。

2 良好な景観形成に関する方針

地区の良好な景観形成のための目標と方針を次のとおり定めます。

【景観形成の目標】

伊豆や県東部の玄関口にふさわしい、美しく活力ある景観の創出

【景観形成の方針】

●広域や町の玄関口としてふさわしい良好な景観の形成

- ・統一感のある街並みを形成するとともに、美しいデザインとなるよう、建築物や工作物 の高さ、形態意匠に配慮します。
- ・秩序ある道路空間を形成するため、周辺の景観に配慮した屋外広告物の適切な掲出に配 慮します。
- ・案内標識などの公共サインは、来訪者や町民がわかりやすいよう設置や形態意匠を工夫します。
- ・道路の整備や改修に合わせて、道路付属物の形態意匠を工夫するとともに、美化活動や 花壇づくりなどの町民活動を生かし、魅力ある道路空間の演出を図ります。

●緑豊かで親しみの持てる産業地の形成

- ・既存の樹木の保全や活用、道路などの公共施設の緑化、建築物の外壁や外構の緑化を推進し、緑豊かで親しみの持てる景観形成を図ります。
- ・大規模な建築物や工作物は、周囲への圧迫感を軽減するよう、壁面の後退や分節化など を図ります。
- ・周辺の自然の景観と調和するよう、建築物の形態意匠に配慮します。

●富士山や愛鷹山の眺望や周辺の農地などの自然との調和

- ・背景となる富士山や愛鷹山の眺望を保全し、活用します。
- ・無秩序な市街化を抑制するとともに、農地の適切な維持管理を促し、まとまりのある農地の景観の保全に努めます。

3 良好な景観の形成のための行為の制限 (法第8条第2項第2号)

3-1 届出・勧告制度

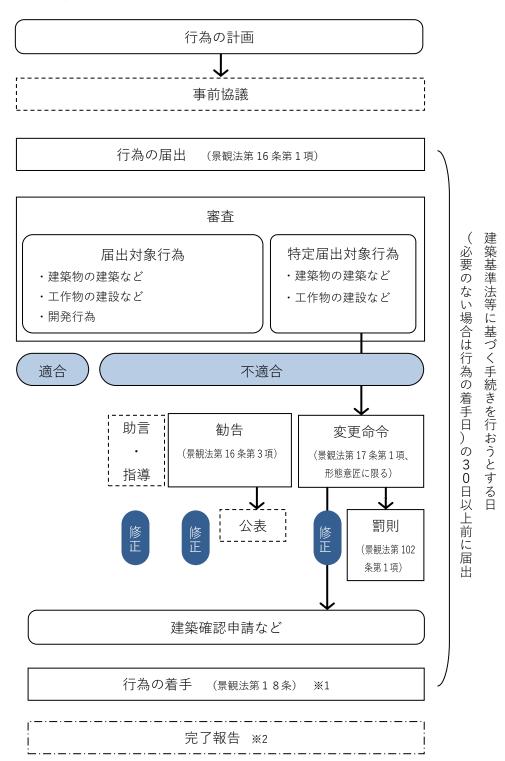
良好な景観の形成を推進するにあたって、周囲の景観に大きな影響を及ぼす恐れがある一定 規模以上の建築物の建築や工作物の建設、開発行為などの景観誘導を行います。

そのため、景観法第8条第2項第2号に基づき、「良好な景観の形成のための行為の制限」について、「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

「届出対象行為」に該当する行為を行う場合は、「景観形成基準」への適合を審査するため、 着手の前に町への届出が必要になります。

また、景観条例に基づく事前協議制度により、公共施設を含め、事業の企画段階から景観に 関する協議を行ない、良好な景観誘導を図ります。

届出や事前協議の対象とならない建築物などについても、該当する景観形成基準に適合する よう努めるものとします。 届出の手続きの流れ



- ※1 行為の着手とは、建築物や工作物の根切り工事などの基礎工事を除く工事、色彩の変更は外観を変更する工事、開発行為は土地の形質の変更をする工事の着手を言う。
- ※2 土地利用事業指導要綱に基づく届出が必要な行為の場合。

景観法で定める手続き 条例で定める手続 ニーニー 土地利用事業指導要綱で定める手続き

3-2 届出対象行為

地区内で次のような行為をしようとする際は、事前に町へ届出をし、3-3に示す地区の景 観形成の基準に適合する必要があります。

(1)建築物

| 届出対象行為の種類 | 規模・要件 |
|----------------------------|---|
| 建築物 (*1) の新築、増築、改築 (* | ①高さ ^(※4) が 10m を超えるもの |
| 2)もしくは移転、外観を変更するこ | ②敷地面積が500㎡以上のもの |
| ととなる修繕もしくは模様替えま | ③ 延べ面積 が 5 0 0 ㎡ 以上のもの |
| たは色彩の変更の行為 ^(※3) | |

- (※1) 建築物とは、建築基準法第2条第1号に定義するものをいいます。
- (※2) 増築または改築後の全体の規模が、上記に定める規模に該当し、かつ当該行為に係る面積が 10 ㎡を超える場合は、届出対象行為となります。
- (※3)上記に定める規模に該当する建築物について、主要構造部の一種以上について過半の修繕若しく は模様替を行う、または外壁の一面の色彩について過半の変更をする場合は、届出対象行為とな ります。
- (※4) 高さは、最低地盤面からの高さとします。工作物が建築物の上に設置される場合は、工作物を含めた高さとします。

(2) 工作物

| 届出対象行為の種類 | 規模 | ・要件 |
|---------------|------------------|---|
| 工作物 (※1) の新設、 | ・擁壁、垣、柵、塀その他これ | 高さ ^(※4) が 2 m を超えるもの、 |
| 増築、改築 (※2) もし | らに類するもの | または 長さ が 20m を超えるもの |
| くは移転、外観を変更 | ・煙突、排気塔その他これらに | 高さが10mを超えるもの |
| することとなる修繕 | 類するもの | |
| 若しくは模様替また | ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱そ | |
| は色彩の変更 (※3) | の他これらに類するもの | |
| | ・広告塔、広告板、装飾塔、記念 | |
| | 塔その他これらに類するもの | |
| | ・高架水槽、物見塔その他これ | |
| | らに類するもの | |
| | ・コースター、観覧車その他こ | |
| | れらに類する遊戯施設 | |
| | ・コンクリートプラント、アスファ | 高さが10mを超えるもの、ま |
| | ルトプラントその他これらに類 | たは 築造面積 が 500㎡ 以上の |
| | する製造施設 | もの |
| | ・自動車車庫の用途に供する施設 | |
| | ・石油、ガス、飼料などの貯蔵 | |
| | 施設 | |
| | ・汚物処理施設、ごみ処理施設 | |
| | その他これらに類する施設 | |
| | ・橋りょう、高架道路、高架鉄 | 長さ ^(※5) が 20m を超えるもの |
| | 道その他これらに類するもの | |
| | ・太陽光発電設備 | 太陽電池モジュール (パネル) の |
| | | 合計面積 が 500㎡ 以上のもの |

- (※1) 工作物とは、条例に定義する独立のものをいいます。
- (※2) 増築または改築後の全体の規模が、上記に定める規模に該当し、かつ当該行為に係る面積が 10 m²を超える場合は、届出対象行為となります。
- (※3)上記に定める規模に該当する工作物について、主要構造部の一種以上について過半の修繕若しく は模様替を行う、または外壁の一面の色彩について過半の変更をする場合は、届出対象行為とな ります。
- (※4) 高さは、最低地盤面からの高さとします。工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地 盤面から工作物の上端までの高さとします。
- (※5)橋りょうの長さは橋長の長さとします。高架道路、高架鉄道の長さは、それぞれ高架区間の長さ とします。

(3) 開発行為

| 届出対象行為の種類 | 規模・要件 |
|----------------|--------|
| 都市計画法第 4 条第 12 | すべてのもの |
| 項に規定する開発行為 | |

(4) 適用除外

次の行為は届出をする必要はありません。

- □景観法で定める届出を要しない行為(法第16条第7項)
 - ・通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - ・地区計画などの区域内で行う建築物の建築(景観計画に定められた景観形成基準が、 地区計画などに定められている景観形成基準と同一な場合) など
- □条例で定める届出を要しない行為
 - ・その他、町長が景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為(敷地外から視認 できない中庭部分の壁面の色彩の変更など)

3-3 景観形成基準

(1) 行為の制限の基準

この基準に適合しない場合は、法第16条第3項に基づき設計の変更その他の必要な措置をとるよう勧告することがあります。

①建築物や工作物

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 配置 | □公共空間と連続した空地を確保するように、建築物の壁面や柱を道路 境界線から 2.0 m以上離す。 |
| 高さ | □建築物や工作物の高さは、周辺の自然景観と調和するものとする。 |
| 形態意匠 | □建築物や工作物のデザインや色彩は、周辺の景観と調和した落ち着き のあるものとする。 |
| | □敷地内に複数の建築物や工作物がある場合、デザインや色彩に配慮し、 全体として調和のとれたものとする。 |
| | □外壁面は、長大とならないよう壁面を凹凸や色彩によって分割するな ど工夫する。 |
| 素材 | □屋根や外壁の素材は、できるだけ汚れが目立たず維持管理がしやすい ものを選択する。 |
| | □光沢のある素材や反射する素材など、著しく突出する素材の使用を控 える。 |
| 夜間照明 | □照明を用いる場合、原則として白色のスポットライトを使用した外部からの照明とし、動光や点滅を伴わないものとする。 |
| 附帯設備 | □空調室外機や屋外階段などは、公共空間から見えにくい位置に設ける。 やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な形態意匠とする。また は、囲いの設置や緑化によって修景する。 |
| 太陽光発電 設備 | □公共空間からできるだけ見えにくい場所に設置する。または、囲いの設置や緑化によって修景する。 |
| | □太陽電池モジュール (パネル) は、黒、濃紺、低彩度・低明度の色彩の ものや反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 |
| | □太陽光発電設備を屋根および屋上に設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態意匠とする。 |

第2部 景観計画 (新東名長泉沼津 IC 周辺地区)

| 項目 | 内容 |
|----------------------|---|
| 屋外広告物 | □自己の用に供する以外のもの、建築物の屋根または屋上に設置するもの、捨て看板、のぼり旗の設置は避ける。 |
| | □高さや表示面積は必要最小限とし、眺望景観に配慮して設置する。 |
| | □建物壁面に社名を表示する場合、企業名やロゴマーク程度のものに限り設置可とし、壁面全体の使用を禁止する。 |
| | □過剰な光が散乱するものや光源の点滅するものは避ける。 |
| 緑化・外構 | □現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように 配慮する。 |
| | □公共空間から見える場所の擁壁や法面は、形態意匠の工夫、自然石の使用、現地に即した緑化などの修景を行う。 |
| | □地域の生態系や自然景観、維持管理を考慮して、公共空間に面する側の 緑化を行う。 |
| | □野立て広告物の足元周り、建築物の壁面や屋上などの緑化によって、で きるだけ緑を創出する。 |
| | □柵や塀などを設ける場合は、生垣か可視性の高いフェンスなどを使用 する。 |
| | □フェンスなどの人工物を使用する場合は、白色を控え、茶系色やベージ ュ系色など落ち着いた色彩とする。 |
| 駐車場や 駐輪場、 ごみ置場 | □屋外駐車場や駐輪場、ごみ置き場は、公共空間から見えにくい位置とする。 または、敷地際への植栽、柵、塀などの設置により修景する。 |
| 資材置場 | □屋外に土石、廃棄物、再生資源などの物品を堆積する場合は、整然とし た積み上げ方をし、堆積物の高さを低く抑える。 |

②開発行為

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 緑化・外構 | □既存の樹木をできるだけ保全する。または、移植することにより活用する。 |
| | □現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように 配慮する。 |
| | □法面は、コンクリートによる垂直擁壁をできるだけ減らし、緩やかな勾配とする。また、周辺の植生と調和した樹種による緑化を図る。 |
| | □緑化が難しい法面は、前面への植栽などにより、過半を直接露出させな いようにする。 |
| | □緑豊かで潤いある景観を形成するため、道路や隣地との境界部に緑地 を設ける。 |

(2) 変更命令基準

法第17条第1項に基づく変更命令の基準は、次のとおりとします。

この基準に適合しない場合は、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることがあります。

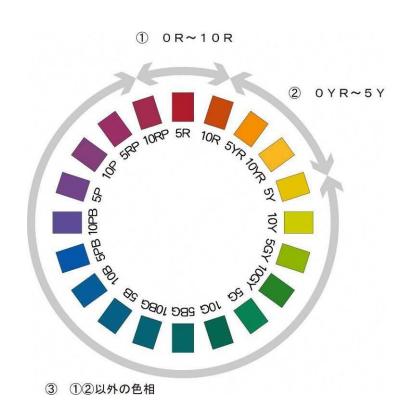
①建築物や工作物

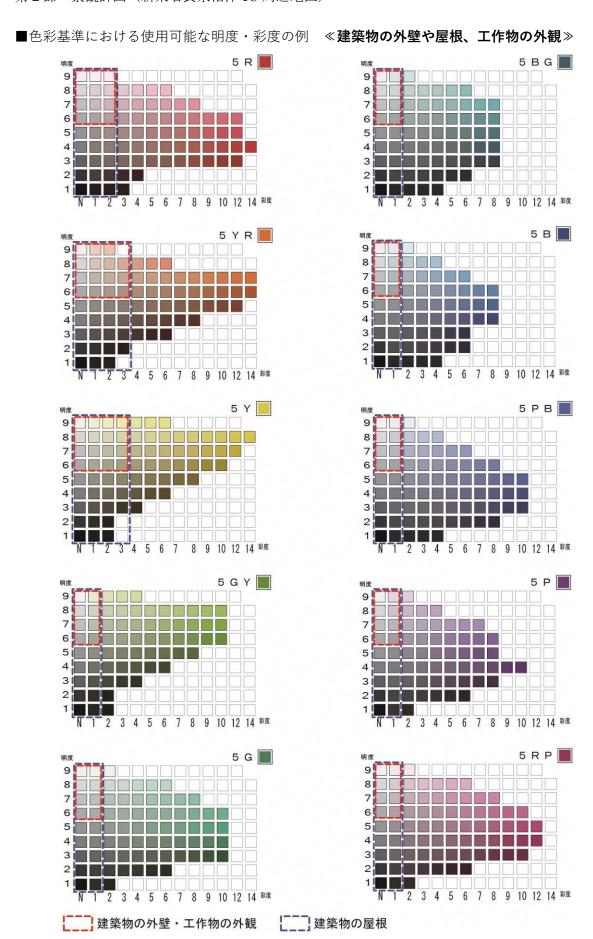
| 項目 | | 内容 | |
|----|-------------------------------|------------------|-------------------|
| 色彩 | □外観の基調色は、マンセル値において、以下のとおりとする。 | | |
| | ▼建築物の外壁、工作物の外観 | | |
| | 色相 | 明度 | 彩度 |
| | ① 0 R~1 0 R | | 2. 0以下 |
| | ② 0 Y R~5 Y | 6.0以上 | 3. 0以下 |
| | ③ 上記以外の有彩色 | 0.001 | 1.0以下 |
| | ④ 無彩色 | | - |
| | ▼建築物の屋根 | | |
| | 色相 | 明度 | 彩度 |
| | ① 0 R~10 R | | 2. 0以下 |
| | ② 0 Y R~5 Y | - | 3. 0以下 |
| | ③ 上記以外の有彩色 | | 1. 0以下 |
| | ④ 無彩色 | | - |
| | □ただし、次の場合はこの限りでん | はない。 | |
| | ・木材や石材などの自然素材、レン | / ガ、土壁、ガラス | ス、金属材、コンクリ |
| | ートなどの表面に着色していない | *素材により仕上り | ずられる場合。 |
| | ・各壁面の見付面積の10分の1ラ | 未満の範囲で、アク | ウセントカラーとして |
| | 低層部に効果的に使用される場合 | <u>\</u> | |
| | ・太陽電池モジュール (パネル) つ | で、黒、濃紺、低彩 | 杉度の色彩のもの(彩 |
| | 度2.0以下のもの)を使用する | 場合。 | |
| | ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、 | 橋りょう、防護権 | ₩などで、ダークブラ |
| | ウン (10YR2/1程度)、ダ· | ークグレー(10Y | 7 R 3 / 0.5 程度) を |
| | 使用する場合。 | | |
| | ・法令や条例などにおいて基準が気 | 定められている場合 | \(\) |

第2部 景観計画 (新東名長泉沼津 IC 周辺地区)

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 色彩 (つづき) | □建築物の外壁、工作物の外観、ならびに建築物の屋根に係る色相③を使用する場合で、周辺の景観と一体性をもたせ、かつ背景となる自然景観との調和に配慮する場合は、彩度を2.0以下とすることができる。 □色数は、アクセントカラーも含めて4色以内とし、それぞれの色の対比が強くならないよう配慮する。 |

■色彩基準における色相の区分図 《**建築物の外壁や屋根、工作物の外観**》





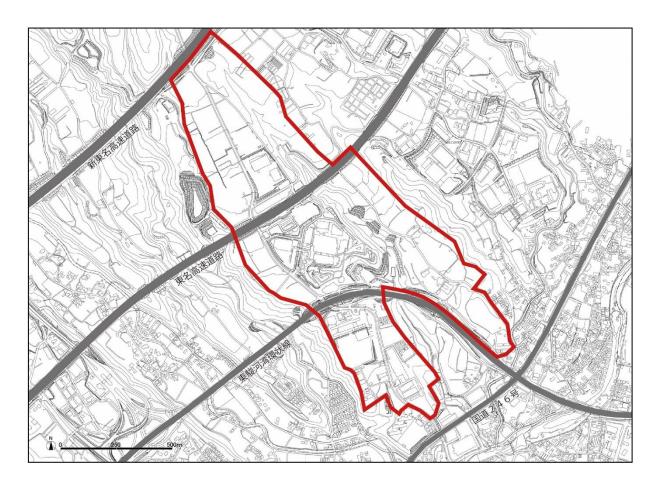
2 - 42

2章-2 県立静岡がんセンター周辺地区景観計画

1 対象区域(法第8条第2項第1号)

ファルマバレープロジェクトの中核的地域として、県立静岡がんセンター周辺地区では、医療健康分野の企業や研究施設の集積が計画されており、将来的に環境が大きく変わる可能性があります。

県立静岡がんセンターを中心とする一体的な空間となるよう、土地利用の誘導と合わせた重 点的な景観形成が必要であることから、景観形成重点地区として下図に示す範囲を指定し、地 区の景観形成の方針などを定めることとします。



地区の範囲は、新東名高速道路と国道 246 号に挟まれた、県立静岡がんセンター周辺の区域とします。

2 良好な景観形成に関する方針

地区の良好な景観形成のための目標と方針を次のとおり定めます。

【景観形成の目標】

自然環境と調和した、医療産業集積都市としての景観の創出

【景観形成の方針】

●周辺環境と調和した品格のある街並み景観の形成

- ・周辺環境との調和を図るため、建築物や工作物の高さを抑制し、前面道路と建築物の間 には十分な空地を確保します。
- ・豊かな自然環境と調和した、建築物や工作物の形態意匠を誘導します。
- ・屋外広告物は、品格ある街並みを阻害しないよう、掲出位置、規模、形態意匠などに配 慮します。
- ・自然や街並みの景観の質を高めるよう、道路付属物の形態意匠を工夫します。

●働く人や訪れる人にとって魅力的な空間の形成

- ・県立静岡がんセンターや周辺の建物との統一感や連続性を持たせ、活力や親しみを感じられるよう建築物や工作物の形態意匠を工夫します。
- ・天然芝による被覆や植栽による緑化などによって、良好な業務環境を形成します。
- ・地域ボランティアの管理による花壇の管理を促進し、美しい街並みを形成します。
- ・公共空間や民有地内の空地を活用し、人の賑わいを創出します。

●周辺の自然、農地、富士山眺望などの自然との共生

- ・周辺の農地の保全に努めます。
- ・周辺の自然環境との連続性に配慮し、敷地内の緑化を促進します。
- ・富士山、愛鷹山、駿河湾を見渡せる恵まれた自然環境を生かした空間整備を図ります。
- ・自然の地形や緑を活かした公園・広場や緑道、街路樹を整備するとともに、駿河平自然 公園との緑のネットワークの形成を図ります。

3 良好な景観の形成のための行為の制限(法第8条第2項第2号)

3-1 届出・勧告制度

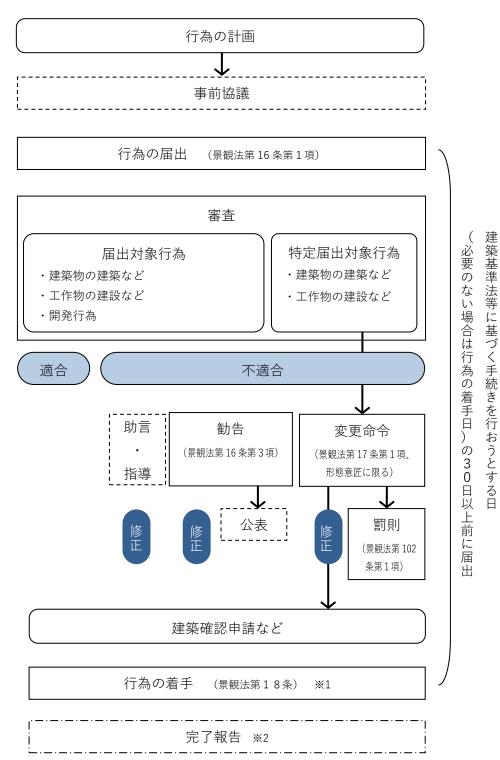
良好な景観の形成を推進するにあたって、周囲の景観に大きな影響を及ぼす恐れがある一定 規模以上の建築物の建築や工作物の建設、開発行為などの景観誘導を行います。

そのため、景観法第8条第2項第2号に基づき、「良好な景観の形成のための行為の制限」について、「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

「届出対象行為」に該当する行為を行う場合は、「景観形成基準」への適合を審査するため、 着手の前に町への届出が必要になります。

また、景観条例に基づく事前協議制度により、公共施設を含め、事業の企画段階から景観に 関する協議を行ない、良好な景観誘導を図ります。

届出や事前協議の対象とならない建築物などについても、該当する景観形成基準に適合する よう努めるものとします。 届出の手続きの流れ



- ※1 行為の着手とは、建築物や工作物の根切り工事などの基礎工事を除く工事、色彩の変更は外観を変更する工事、開発行為は土地の形質の変更をする工事の着手を言う。
- ※2 土地利用事業指導要綱に基づく届出が必要な行為の場合。

景観法で定める手続き 条例で定める手続 土地利用事業指導要綱で定める手続き

3-2 届出対象行為

地区内で次のような行為をしようとする際は、事前に町へ届出をし、3-3に示す地区の景 観形成の基準に適合する必要があります。

(1)建築物

| 届出対象行為の種類 | 規模・要件 |
|-------------------------|---|
| 建築物 (※1) の新築、増築、改築 (※2) | ①高さ ^(※4) が 10m を超えるもの |
| もしくは移転、外観を変更すること | ② 敷地面積 が 5 0 0 ㎡ 以上のもの |
| となる修繕もしくは模様替えまた | ③ 延べ面積 が 5 0 0 ㎡ 以上のもの |
| は色彩の変更の行為 (※3) | |

- (※1) 建築物とは、建築基準法第2条第1号に定義するものをいいます。
- (※2) 増築または改築後の全体の規模が、上記に定める規模に該当し、かつ当該行為に係る面積が 10 ㎡を超える場合は、届出対象行為となります。
- (※3)上記に定める規模に該当する建築物について、主要構造部の一種以上について過半の修繕若しく は模様替を行う、または外壁の一面の色彩について過半の変更をする場合は、届出対象行為とな ります。
- (※4) 高さは、最低地盤面からの高さとします。工作物が建築物の上に設置される場合は、工作物を含めた高さとします。

(2) 工作物

| 届出対象行為の種類 | 規模 | ・要件 |
|---------------|------------------|--|
| 工作物 (*1) の新設、 | ・擁壁、垣、柵、塀その他これ | 高さ ^(※4) が 2 m を超えるもの、 |
| 増築、改築 (※2) もし | らに類するもの | または 長さ が 20m を超えるもの |
| くは移転、外観を変更 | ・煙突、排気塔その他これらに | 高さが10mを超えるもの |
| することとなる修繕 | 類するもの | |
| 若しくは模様替また | ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱そ | |
| は色彩の変更 (※3) | の他これらに類するもの | |
| | ・広告塔、広告板、装飾塔、記念 | |
| | 塔その他これらに類するもの | |
| | ・高架水槽、物見塔その他これ | |
| | らに類するもの | |
| | ・コースター、観覧車その他こ | |
| | れらに類する遊戯施設 | |
| | ・コンクリートプラント、アスファ | 高さが10mを超えるもの、ま |
| | ルトプラントその他これらに類 | たは 築造面積 が 500㎡ 以上の |
| | する製造施設 | もの |
| | ・自動車車庫の用途に供する施設 | |
| | ・石油、ガス、飼料などの貯蔵 | |
| | 施設 | |
| | ・汚物処理施設、ごみ処理施設 | |
| | その他これらに類する施設 | |
| | ・橋りょう、高架道路、高架鉄 | 長さ ^(※5) が 20 m を超えるもの |
| | 道その他これらに類するもの | |
| | ・太陽光発電設備 | 太陽電池モジュール (パネル) の |
| | | 合計面積 が 5 0 0 ㎡ 以上のもの |

- (※1) 工作物とは、条例に定義する独立のものをいいます。
- (※2) 増築または改築後の全体の規模が、上記に定める規模に該当し、かつ当該行為に係る面積が 10 ㎡を超える場合は、届出対象行為となります。
- (※3)上記に定める規模に該当する工作物について、主要構造部の一種以上について過半の修繕若しく は模様替を行う、または外壁の一面の色彩について過半の変更をする場合は、届出対象行為とな ります。
- (※4) 高さは、最低地盤面からの高さとします。工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から工作物の上端までの高さとします。
- (※5)橋りょうの長さは橋長の長さとします。高架道路、高架鉄道の長さは、それぞれ高架区間の長さ とします。

(3) 開発行為

| 届出対象行為の種類 | 規模・要件 |
|----------------|--------|
| 都市計画法第 4 条第 12 | すべてのもの |
| 項に規定する開発行為 | |

(4) 適用除外

次の行為は届出をする必要はありません。

- □景観法で定める届出を要しない行為(法第16条第7項)
 - ・通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - ・地区計画などの区域内で行う建築物の建築(景観計画に定められた景観形成基準が、 地区計画などに定められている景観形成基準と同一な場合) など
- □条例で定める届出を要しない行為
 - ・その他、町長が景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為(敷地外から視認 できない中庭部分の壁面の色彩の変更など)

3-3 景観形成基準

(1) 行為の制限の基準

この基準に適合しない場合は、法第16条第3項に基づき設計の変更その他の必要な措置をとるよう勧告することがあります。

①建築物や工作物

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 配置 | □公共空間と連続した空地を確保するように、建築物の壁面や柱を道路 境界線から2.0 m以上離す。 |
| 高さ | □建築物や工作物の高さは、周辺の自然景観と調和するものとする。 |
| 形態意匠 | □建築物や工作物のデザインや色彩は、周辺の景観と調和した落ち着き のあるものとする。 |
| | □敷地内に複数の建築物や工作物がある場合、デザインや色彩に配慮し、 全体として調和のとれたものとする。 |
| | □外壁面は、長大とならないよう壁面を凹凸や色彩によって分割するな ど工夫する。 |
| 素材 | □屋根や外壁の素材は、できるだけ汚れが目立たず維持管理がしやすい ものを選択する。 |
| | □光沢のある素材や反射する素材など、著しく突出する素材の使用を控 える。 |
| 夜間照明 | □照明を用いる場合、原則として白色のスポットライトを使用した外部からの照明とし、動光や点滅を伴わないものとする。 |
| 附帯設備 | □空調室外機や屋外階段などは、公共空間から見えにくい位置に設ける。 やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な形態意匠とする。また は、囲いの設置や緑化によって修景する。 |
| 太陽光発電 設備 | □公共空間からできるだけ見えにくい場所に設置する。または、囲いの設置や緑化によって修景する。 □太陽電池モジュール (パネル) は、黒、濃紺、低彩度・低明度の色彩の |
| | ものや反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 □太陽光発電設備を屋根および屋上に設置する場合は、建築物本体と一 体的に見える形態意匠とする。 |

| 項目 | 内容 |
|----------------------|---|
| 屋外広告物 | □自己の用に供する以外のもの、建築物の屋根または屋上に設置するも の、捨て看板、のぼり旗の設置は避ける。 |
| | □高さや表示面積は必要最小限とし、眺望景観に配慮して設置する。 |
| | □建物壁面に社名を表示する場合、企業名やロゴマーク程度のものに限 り設置可とし、壁面全体の使用を禁止する。 |
| | □過剰な光が散乱するものや光源の点滅するものは避ける。 |
| 緑化・外構 | □現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように 配慮する。 |
| | □公共空間から見える場所の擁壁や法面は、形態意匠の工夫、自然石の使用、現地に即した緑化などの修景を行う。 |
| | □地域の生態系や自然景観、維持管理を考慮して、公共空間に面する側の 緑化を行う。 |
| | □野立て広告物の足元周り、建築物の壁面や屋上などの緑化によって、で きるだけ緑を創出する。 |
| | □柵や塀などを設ける場合は、生垣か可視性の高いフェンスなどを使用 する。 |
| | □フェンスなどの人工物を使用する場合は、白色を控え、茶系色やベージュ系色など落ち着いた色彩とする。 |
| 駐車場や 駐輪場、 ごみ置場 | □屋外駐車場や駐輪場、ごみ置き場は、公共空間から見えにくい位置とする。 または、敷地際への植栽、柵、塀などの設置により修景する。 |
| 資材置場 | □屋外に土石、廃棄物、再生資源などの物品を堆積する場合は、整然とした積み上げ方をし、堆積物の高さを低く抑える。 |

②開発行為

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 緑化・外構 | □既存の樹木をできるだけ保全する。または、移植することにより活用する。 |
| | □現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように 配慮する。 |
| | □法面は、コンクリートによる垂直擁壁をできるだけ減らし、緩やかな勾配とする。また、周辺の植生と調和した樹種による緑化を図る。 □緑化が難しい法面は、前面への植栽などにより、過半を直接露出させな |
| | いようにする。 □緑豊かで潤いある景観を形成するため、道路や隣地との境界部に緑地を設ける。 |

(2) 変更命令基準

法第17条第1項に基づく変更命令の基準は、次のとおりとします。

この基準に適合しない場合は、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることがあります。

①建築物や工作物

| 項目 | | 内容 | |
|----|---|-----------|-------------------|
| 色彩 | □外観の基調色は、マンセル値において、以下のとおりとする。 | | |
| | ▼建築物の外壁、工作物の外観 | | |
| | 色相 | 明度 | 彩度 |
| | ① 0 R~1 0 R | | 2. 0以下 |
| | ② 0 Y R~5 Y | 6.0以上 | 3. 0以下 |
| | ③ 上記以外の有彩色 | | 1. 0以下 |
| | ④ 無彩色 | | - |
| | ▼建築物の屋根 | | |
| | 色相 | 明度 | 彩度 |
| | ① 0 R~1 0 R | | 2. 0以下 |
| | ② 0 Y R~5 Y | _ | 3. 0以下 |
| | ③ 上記以外の有彩色 | | 1. 0以下 |
| | ④ 無彩色 | | - |
| | □ただし、次の場合はこの限りではない。 | | |
| | ・木材や石材などの自然素材、レンガ、土壁、ガラス、金属材、コンクリ | | |
| | ートなどの表面に着色していない素材により仕上げられる場合。 | | |
| | ・各壁面の見付面積の10分の1未満の範囲で、アクセントカラーとして | | |
| | 低層部に効果的に使用される場合。 | | |
| | ・太陽電池モジュール(パネル)で | で、黒、濃紺、低彩 | ジ度の色彩のもの(彩 |
| | 度2.0以下のもの)を使用する | 場合。 | |
| | ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、 | 橋りょう、防護権 | ₩などで、ダークブラ |
| | ウン (10 Y R 2 / 1 程度)、ダークグレー (10 Y R 3 / 0.5 程度) を | | |
| | 使用する場合。 | | |
| | ・法令や条例などにおいて基準が気 | 定められている場合 | à . |

第2部 景観計画(県立静岡がんセンター周辺地区)

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 色彩 (つづき) | □建築物の外壁、工作物の外観、ならびに建築物の屋根に係る色相③を使用する場合で、周辺の景観と一体性をもたせ、かつ背景となる自然景観との調和に配慮する場合は、彩度を2.0以下とすることができる。 |
| | □色数は、アクセントカラーも含めて4色以内とし、それぞれの色の対比 が強くならないよう配慮する。 |

■色彩基準における色相の区分図 《**建築物の外壁や屋根、工作物の外観**》



